大韓民国の2002年統一地方選挙

財団法人自治体国際化協会 (ソウル事務所)

目次

は	じ	め	に																																		
概	要	1	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	i
第	1	章	j	選之	≱ 朱	刂廋	(E)	改	Œ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	1 3	節	2	200	2	年:	3 J] 0) j	医当	叁厚	目存	系法	きご	女卫	ΕÞ	习容	ř	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	2	節	J <u>.</u>	広 垣	戊諄	会	議	員	選	挙	に	お	け	る	政	党	投	票	制	導	入	(T)	意	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1		導.	入絹	圣緝	韋と	: 趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	i	議	席四	記ろ	J O	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3		政	治自	内交	力果	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	2	章	4	今回	可	分紛	<u>:</u>	·地	方	選	挙	0)	意	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	1	節	ţ	也力	テ達	建学	史	的	意	味	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	2	節	Į	文 沿	台出	な革	i Ø	実	験	台	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	3 :	節	7	大紛	充領	選	学	(T)	前	哨	戦	ح	L	て	の	性	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	4	節	ţ	也大	テ達	建学	^	(D)	政	治	的	無	関	心	ح	政	党	関	与	の	問	題	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	3	章	j	選≥	幹の.) #	沈	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第	1 .	節	但	柔 裤	非	 登	:録	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第	2 3	節	但	柔 裤	君	前競	争	·率	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	第	3 (節	但	柔 裤	有者	f 登	:録	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1		現.	職(り重	手出	焦	率	(D)	低	下	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2		引	き糸	売き	到	て党	(D)	地	域	的	限	界	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	3		女	性值	侯有	非君	í.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	4		学	歴別	빙	: 年	畫辦	別	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	5	,	信	任打	殳票	臣•	無	投	:票	選	挙	区	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	第	4	節	1	各党	Źσ.)公	:約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	1		政	策!	公糸	勺の)背	景	比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	2		政	策!	公糸	勺の) 基	本	方	針	比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	3		ソ																																		13
	第																																				14
	1		大	統領	頂逞	医学	≦子	備	選	0	様	相	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	2																																				15
	3		選:	挙ì	全 万	Źσ,) 深	刻	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	4	į	極	みし	こ道	重し	た	:有	権	者	0	無	関	心	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	5		無	所原	禹•	,月	、政	党	(D)	善	戦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	6																																				16
	7																																				16
第																																					17
	第	1 3	節	-	殳勇	喜喜	₫•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17

	2		投	票	率	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	8
	第	2	節		各	選	挙	の	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	9
	1		広	域	自	治	寸	体	長	選	挙	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
	(1)	概	括	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	• 2	1
	(2)	地	域	別	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	• 2	3
	2		基	礎	自	治	寸	体	長	選	挙	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•		•		•	•	•	• 2	6
	3		広	域	議	会	議	員	選	挙	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•				•	•	•	•		•				• 2	8
	(1)	概	要	•			•				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•		•		•	•		•		•		• 2	8
	(2)	広	域	議	会	議	員	比	例	区	の	政	党	投	票	•	•									•		•							• 2	9
	第	3	節		無	投	票	当	選	者	分	析				•			•							•			•			•					• 3	1
	第	4	節		性	別		年	齢	別	当	選:	者	分	析														•					•			• 3	2
	第	5	節		職	業	別	•	学	歴	別	当:	選	者	分	析				•									•				•	•			• 3	3
	第	6	節																																		• 3	
	1																																				• 3	
	(1																																			• 3	
		2																																			• 3	
	`	3																																			• 3	
	2																																				• 3	
	3																																				• 4	
沓	_	編																																			• 4	
																																					• 4	
																																					• 4	
																																					• 4	
		•																																			• 4	
				ョ ·布																																	· 4	
					_								•																								· 4	
お	1)	り	٧Ĺ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	1

はじめに

2002年6月13日、サッカーW杯で全国民が熱狂している最中、韓国では市道 知事など広域自治団体長16人、市長・郡守・区長の基礎自治団体長232人、広 域議会議員682人(比例区73人を含む)、基礎議会議員3485人の計4415人を 選出する全国同時地方選挙が実施された。

21世紀に入って、2002年は、地方自治が復活され11周年を迎える年であり、 地方議会議員選挙と地方の首長選挙を同時に実施してから今回は3回目となる。 従って、地方自治の定着と発展という観点から、今回の地方選挙は重要な意味 を持っている。

今回の選挙では、各政党の広域自治団体長候補を選出するに当たり、当該政党の地域党員が候補者を直接選出する方式を採用したり、インターネットを活用した選挙方式が拡大されるなどの変化が起こった。また、広域議会議員比例区選出のため政党に投票する1人2票制が採択され、名簿順位作成時に2人ごとに1人を女性で推薦することを義務付ける女性割当制が導入された。そのほか、候補登録寄託金も低めに調整するなど、選挙法、政党法、政治資金法など一連の政治関係法が与・野党の合意で改正され、今回の統一地方選挙で実施に移された。

また、今回の選挙は、12月に実施される大統領選挙の前哨戦の性格を持っていた。韓国では、地方選挙においても政党の対決が激しく、中央の政治動向は、地方選挙の結果に大きく反映する。大統領をめぐる各種のスキャンダル、とりわけ現職大統領の子息の収賄疑惑逮捕事件の後で、民心の動きが注目された。

このように、いろいろな側面で関心を集めた 6・13 全国統一地方選挙は、「史上最低の投票率」、「ハンナラ党圧勝」、「民主党惨敗」、「自民連危機」、「小政党の大躍進」などの表現で要約される。これらの結果は、今回の地方選挙が持つ意義とつなげて見ると、今後、韓国の政局の変化を予告していると考えることもできる。このような選挙結果をそれまでの選挙と比較しながら具体的に評価したのが、このレポートである。

このレポートにより、今回の統一地方選挙の状況について広く日本の地方自 治体の方々に紹介され、韓国の政治状況に対する理解を深めていただく一助と なればうれしい限りである。

(財) 自治体国際化協会 ソウル事務所長

概要

1 今回の統一地方選挙の意義

韓国では、2002 年 6 月 13 日に、1995 年、1998 年に続き 3 回目となる全国 統一地方選挙が実施された。

今回の統一地方選挙は、地方自治が復活してから 11 年しか経っていない韓国の地方自治が、今後韓国社会に根付いていくために、重要な意味を持つものであった。また、女性議員を増やす目的で、広域議会の比例区候補者名簿には、2人ごとに1人を女性とするよう義務付けたり(女性割当制)、インターネットを使った選挙運動が繰り広げられたりと、今後の政治改革の実験的な性格も持つものであった。

さらに、年末には大統領選挙が控えていることから、その前哨戦としての性格も併せ持っていた。

2 選挙戦の状況

大統領選が6ヵ月後に控えていることもあり、ハンナラ党と新千年民主党 (以下「民主党」)は、ともに党内の大統領候補者が前面に立って選挙戦を展開した。中央選挙管理委員会は、有権者が投票するための一助とするため、 各候補の身元情報や選挙公約などをインターネットで公開した。

しかしながら、サッカーワールドカップの開催期間中(5/31~6/30)に選挙が行われるとあって、有権者の意識はそれほど高くはなかった。候補者の特徴としては、現職の出馬率が低下し、女性割当制の導入により、女性候補者が大幅に増加した。

また、革新小政党や無所属候補者も各地で善戦し、現在の既成政党に対する 有権者の不信が明らかとなった。世論調査などでは、各政党ともに、それぞ れの地盤地域で優勢であったが、地域色の薄い首都圏や江原道ではハンナラ 党(野党)が優位に立っており、投票前からハンナラ党の圧勝が予想されて いた。

3 選挙結果

選挙結果は、大方の予想どおりハンナラ党の圧勝であった。民主党はその地盤地域である全羅道地域で勝利を収めただけで、地域色の薄い首都圏、江原道地域ではハンナラ党が勝利した。また、自由民主連合(以下、「自民連」)の地盤地域である忠清地域でもハンナラ党がかなり善戦した。

投票率は、過去の全国規模の選挙で最低となる 48.9%であった。W 杯の影響もあったが、なによりも有権者が政治に対して無関心になっていることが明らかになった。

女性当選者は、全体で見るとそれほど多くはないが、女性割当制の導入によ

り広域議会の比例区では、全体の7割弱を占めることとなった。

また、革新小政党が大躍進を見せた。特に民主労働党は、自民連を上回る 8.1%の得票率であった。

ハンナラ党が圧勝した理由としては、有権者がハンナラ党を選んだというよりは、現在の民主党政権内部の不正・腐敗が次々の明るみにでたことにより、 民主党に嫌気がさしたものと考えられている。

第1章 選挙制度の改正

第1節 2002年3月の選挙関係法改正内容

今回の統一地方選挙を3ヶ月後に控えた2002年3月、「公職選挙及び 不正防止法」(以下「統合選挙法」と略称)が改正された。今回改正さ れた統合選挙法の中で、最も大きなものは次の2点である(韓国の地方 選挙制度の概要については、資料編「地方選挙制度」参照)。

- ① 広域議会議員における一人2票制(政党投票制)の導入 広域議会議員選挙において、地域区では候補者に1票、比例区では政 党に1票をそれぞれ投票するようにしたことである。過去2回の統一地 方選挙では、地域区候補者のみに投票し、比例区については、地域区候 補者の得票率がその所属する政党に自動的に振り分けられていた。
- ② 広域議会議員比例区選挙における女性割当制(いわゆるクォーター制) の導入

政党が比例区で広域議会議員候補者名簿を作成するときに、二人ごとに一人の女性を置くこととし、これを守らない候補者登録申請は無効となるようにした。なお、基礎議会議員選挙では、この女性割当制を義務化しなかったが、女性を30%以上推薦した政党に対しては国庫補助金を追加支給できるようにした。

その他の改正点は次のようなものである。

(広域議会議員定数)

- ・ 広域議会議員定数の下限を14人から16人に増員。
- 広域議会議員の総数を690人から682人に減らした。

(選挙運動)

- ・ 選挙運動を行うことができる労働組合・団体のうち、特定の政党や候補 者のために選挙運動をしようとする団体は、候補者を招いての対談・討 論会を開催することができないこととした。
- ・ 候補者が選挙運動のために開設したインターネットホームページ管理費 用や電話を利用した選挙運動費用などを、国家または地方自治団体が選 挙日後に補てんするようにし、候補者の選挙費用を軽減した。
- ・ 選挙期間中候補者の姓名・写真・学歴・経歴等を掲載した 9×5 c m以内 の名刺を、候補者が直接配ることができるようにした。
- ・ 合同演説会・TV対談・討論会時に聴覚障害者の手話通訳を義務化した。

(候補者)

- ・ 候補者は、所得税・財産税の納付実績のほかに総合土地税納付実績も公開することとされた。
- ・ 広域議会議員の選挙寄託金が 400 万ウォンから 300 万ウォンに、基礎自 治団体長の選挙寄託金は 1500 万ウォンから 1000 万ウォンにそれぞれ引 き下げられた。

<表Ⅰ-1> 2002年統一地方選挙区数及び定数現況

<u> </u>	1/ 20	702 十 101	-075 2		J· 定			
│ │ │ 市·道 名	rel. I		会議員	nie.	基礎自治	台団体長	基礎議	会議員
		或区 及び定数		<u>列区</u> 数	団体	<u>************************************</u>	選挙区数	及び定数
	98年	02年	98年	02年	98年	02年	98年	02年
合計	616	609	74	73	234	232	3,490	3,459
ソウル	94	92	10	10	25	25	520	513
釜山	44	40	5	4	16	16	225	213
大邱	26	24	3	3	8	8	146	140
仁川	26	26	3	3	10	10	135	130
光州	14	16	3	3	5	5	81	84
大田	14	16	3	3	5	5	75	74
蔚山	14	16	3	3	5	5	59	59
京畿	88	94	9	10	31	31	466	496
江原	42	39	5	4	18	18	195	180
忠北	24	24	3	3	11	11	146	150
忠南	32	32	4	4	15	15	206	209
全北	34	32	4	4	14	14	249	236
全南	50	46	5	5	24	22	295	291
慶北	54	51	6	6	23	23	342	334
慶南	46	45	5	5	20	20	309	314
済州	14	16	3	3	4	4	41	36

第2節 広域議会議員選挙における政党投票制導入の意義

今回の統一地方選挙では、広域議会の比例区で、初めて政党投票制が実施された。有権者が、候補者とは別に自身が支持する政党に直接投票し、その得票率によって政党別候補者名簿の順に当選者が決定される。これにより、政党の支持率が明らかになった。

1 導入経緯と趣旨

地域区候補の得票率を合算し、それにより議席を配分する従来の比例代表制は、直接選挙の原則に反するという憲法裁判所の判決(2001年7月)が、政党投票制導入の直接的な契機となった。地域感情を背景とした特定政党による広域議会での議席独占を防止するという趣旨も踏まえている。

2 議席配分の方法

比例区議員定数は全国合計で73人であり、ソウル・京畿道が10人ずつ、 慶尚北道が6人、残りの広域自治団体で3~5人である。比例区議席は、有 効投票の5%以上を得た政党を対象に得票率によって配分されるが、各自治 団体に特定の政党が総議席の3分の2を超えないようにした。

3 政治的効果

政党の支持率が明確になり中央政治の動向がより地方選挙に反映される効果をもたらした。また、地方区候補を思いどおりに出せない小政党でも比例区で議席を確保する途を開いた(選挙結果については、P. 21「<表IV-6 > 政党別得票数、得票率及び当選者数」参照。)。

第2章 今回の統一地方選挙の意義

今回の地方選挙は、過去 10 年間の地方自治の経験と教訓を土台に、新しい時代にあった地方自治を担うリーダーを選出しなければならず、民主主義をもう 1 段階成熟させる契機とするという意味では、重要な意味をもつものである。

しかし、今回の統一地方選挙は、第 16 代大統領選挙 (12 月実施予定)を目前に控えた時期に実施されたことや、大統領をめぐる様々なスキャンダルの発生で、マスコミ報道は、民主党内の大統領候補者選出の様子、大統領の子息の疑惑事件、ハンナラ党の内紛が大部分であった。また、一般国民も目前に迫る地方選挙よりは年末の大統領選挙に関心を寄せていた。さらに、ワールドカップサッカー大会期間中に実施されたことで、地方選挙に対する韓国社会の関心は盛り上がることがなかった。

第1節 地方選挙史的意味

韓国では、1949 年 7 月に地方自治法が制定され、初めて近代的な地方自治制度が導入された。

初めての地方選挙は、南北戦争の最中、首都を釜山へ移していた 1952 年に実施された (ソウル・京畿・江原地域は除外)。4 月に市・邑・面議会議員選挙 (任期4年) が、5 月には、道議会議員選挙 (任期4年) がそれぞれ 実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956 年 8 月に行われた。 この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の 基礎自治団体長が登場した。

1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく構成され、名実ともに完全な地方自治が始まった。

しかし、この地方自治制度は、1961年5月16日、軍事クーデターにより わずか6ヶ月で挫折してしまった。当時の軍事革命委員会の布告令4号で、 すべての地方議会が解散し、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自 治法の効力が停止した。さらに地方自治制度は、1972年12月の維新憲法の 附則10条により、「祖国統一がなされる時まで」延期されることとなった。

しかしながら、1987年に噴出した民主化運動と、1988年の第13代国会議 員選挙での野党圧勝の結果、地方自治制度の復活が議論されることとなった。

その結果、1991 年 3 月、基礎議会議員選挙が実施され、続いて 6 月には 広域議会議員選挙が実施され、地方自治制度が中断されてから 30 年ぶりに 部分的に復活した。

この後、自治団体長まで選出され、完全な地方自治が復活したのは、基礎

議会議員、基礎自治団体長、広域議会議員、広域自治団体長の4大選挙を同時に実施した1995年6月27日の第1回統一地方選挙であった。

この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、1998年6月4日に実施された。

復活をしてから 11 年しか経っていない韓国の地方自治が、民主化と地方の時代を迎え、韓国社会に根づくためにも、2002 年 6 月 13 日に実施された今回の第 3 回全国同時地方選挙は、国会議員総選挙や大統領選に負けず重要な意味を持つものであった。

第2節 政治改革の実験台

今回の統一地方選挙では、それまでの地方選挙とは違い、各政党の広域自 治団体長候補は、該当地域党員が直接選出するという方式(ボトムアップ方 式)を導入している(大統領候補も国民選挙人団(注)による国民参加選挙 制を導入している。)。

また、地域中心の政策選挙とするために、「地方自治改革連帯」や「環境 運動連合」等といった市民団体が今回の選挙に候補を立てたり、韓国労総が 労働者政治委員会を発足させたりした。

選挙運動方式も変化の兆しを見せた。従来からの方式に加え、インターネットを通じた選挙戦が一般化され、さらに、選挙制度の改正(第1章参照)もなされた。今回の選挙制度の改正は、地方選挙に関連したものではあるが、国会議員選挙にも類似した改革措置が適用されることが充分考えられる。

このような意味から、今回の統一地方選挙は政治改革の実験という重要な性格も持っている。

(注) 国民選挙人団

候補者選出に当たって、既存の党員ではない人が党の公募に参加し、抽選で選 ばれた人たちを「国民選挙人団」という。

今回の選挙に当たっては、代議員、一般党員及び国民選挙人団の三者が、2: 3:5の割合で選挙人団を構成し、各党の候補者を選出した

第3節 大統領選挙の前哨戦としての性格

今回の地方選挙は、12月に行われる第16代大統領選挙の前哨戦としての意味を持つといわれた。実際、韓国の地方自治は中央政治にかなり左右されるものであり、地方選挙が政党間の対決様相を示していることは、事実である。

しかしながら、選挙日直前でも地方選挙に対する関心がとても低かった反面、与野党内で繰り広げられる大統領候補の選出と党内抗争により多くの関

心が集まっていた。民主党が全国を巡回して大統領候補の選出を実施している時期に、与野党の各自治団体長候補の選出が実施されたが、これに対する関心は大きくなかった。

第4節 地方選挙への政治的無関心と政党関与の問題点

1995年6月の統一地方選挙で68.4%であった投票率は、前回の1998年6月の統一地方選挙では、52.6%となり15.8ポイントも下回った。これは、1996年の第15代国会議員総選挙(63.9%)、1997年の第15代大統領選挙(80.7%)に比べても低い。

このように地方選挙の投票率が低い理由は、地方政治に対する不信と無関心であると言われる。すなわち、地方政治が中央政治の下部構造化していること、地域主義的な選挙が行われていること、政党の公認を得るため地域の名望家や有力者に金銭を渡すことなどが横行し、地方選挙に政党が深く関わることを、多くの人がデメリットとして捉えているということである。

地方選挙に政党が深く関わる問題に対しては、メリットとデメリットが指摘され、賛否両論がある。地方自治での政党の関わりに賛成する人は、住民の意見収斂効果と政策への反映効果、民主政治としての政党政治の活性化、候補者選択の容易性等を指摘する。一方、反対する人は、地方自治の危機招来、政党の全国組織化による地方自治との衝突、中央の政権交代による混乱の波及などを問題点として指摘している。

2000年12月に開催された「地方自治制度改善のための国民大討論会」(大韓商工会議所主催)では、地方選挙に政党の関与を認める場合、メリットよりデメリットが大きいという意見が多数主張された。また、一般市民1,500人を対象にしたアンケート調査で、広域自治団体長の場合を除いては政党参加が不必要という意見が多数であった。

しかし、現実には、地方自治に対する政党の関与が続き、中央政治の影響力が維持されているため、地方選挙に対する無関心と不信はより大きくなっている(注)。

(注)韓国の政党は、「政党法」に基づき、首都に所在する中央単位の政党(中央党) 及び国会議員地域選挙区単位の党(地区党)で構成されなければならず、中央党が 中央選挙管理委員会に登録することにより成立する。

地方議会議員の選挙区は、小選挙区制の地域選挙区及び比例区で行われることから、地区党は中央党の影響を受けやすく、無所属の候補者は当選が難しい。

韓国の地方選挙においては、基礎議会議員を除くすべての選挙に政党が候補者の 推薦を行うことができる(公職選挙及び選挙腐敗防止法第 47 条第 1 項)とされて いる。併せて、政党が候補者を推薦する場合には、民主的な手法によるべきこと(同 条第 2 項)も規定されており、その具体的な手続きについては各党で定めることと なっている(政党法第 31 条第 2 項)。今回の選挙では、広域自治団体長の候補者選 出に当たり、各党とも当該地域党員が直接選出するという方式がとられた。

もともと、政党による候補者公認制度は、1995年の第1回統一地方選挙に当たり、その選挙制度のあり方をめぐり与野党の激しい駆け引きが行われた末に決定されたものである。前回の統一地方選挙や今回の統一地方選挙に当たっても、政党公認制の是非が問題となったが、決着せず当初の制度のままで実施された。

第3章 選挙の状況

大統領選挙の前哨戦としての性格を持っていた今回の選挙では、ハンナラ党と民主党は大統領候補が前面に立って選挙運動を行った。ハンナラ党は李会昌候補、民主党は盧武鉉候補が全国を巡回しながら支持を呼びかけた。ハンナラ党と民主党ともに、相手方が「腐敗している」として、自らの支持を訴えたが、国民の選挙に対する関心はそれほど高くなかった。

第1節 候補者登録

今回の選挙では、広域自治団体長 16 人、基礎自治団体長の 232 人、広域 議会議員 682 人(比例区 73 人を含む)、基礎議会議員 3,485 人の計 4,415 人を選出した。

中央選挙管理委員会の発表によると、最終的な登録者は、合わせて、10,912人となった。

中央選挙管理委員会は、また、次のように、各候補者の詳細な身元情報と財産、納税記録、兵役、前科などの登録事項をホームページで公開した。

<公開された候補者の身元情報の様式>

選挙	記号	所属	氏名	性別	生年	住所	職業	経歴	学歴	財産	兵役	納稅	前科の
区名		政党			月日					申告	申告	実績	有無

第2節 候補者競争率

候補者の競争率は<表Ⅲ-1>のとおりであった。

<表Ⅲ-1> 候補者競争率

	区分	選出定数	候補者数	競争率	98 年競争率	95 年競争率
	区刀	选山足奴	医骨 包 奴	(倍)	(倍)	(倍)
	全体	4,415	10,918	2.5	2.3	2.7
広域	自治団体長	16	55	3.4	2.5	3.7
基礎	自治団体長	232	750	3.2	2.9	4.1
広域	地域区	609	1,531	2.5	2.5	2.8
議会	比例区	73	209	2.9	2.5	2.8
議員	計	682	1,740	2.6	2.5	2.8
基礎	議会議員	3,485	8,373	2.4	2.2	2.6

特徴的であったのは、それまでの2回の選挙とは違い、広域自治団体長の 競争率が基礎自治団体長の競争率を上回ったことである。これは、今回は、 民主労働党など小政党が新たに広域自治団体長に候補者を擁立したことか ら、その競争率が上がったものと見られる。

なお、<表III - 2 > のように、基礎自治団体長の全 232 選挙区のうち、対立候補者がいない選挙区は 12 ヵ所であった(前回は 22 ヵ所)。

〈表Ⅲ-2〉 政党別1人候補選挙区(基礎自治団体長)

地域	計	ハンナラ党	民主党	自民連	無所属
全体	1 2	7	3	1	1
釜山市	5	5			
大邱市	1	1			
光州市	1		1		
江原道	1		1		
忠清北道	1			1	
慶尚北道	1	1			
済州道	2		1		1

第3節 候補者登録分析

1 現職の再出馬率の低下

今回の候補者の特徴は、現職の再出馬率が低かったことである。現職で再出馬したのは、16 の広域自治団体長の中で 8 人(前回 12 人)、基礎自治団体長は 232 人のうち 166 人(前回 198 人(86.3%))(自治団体首長の任期は 4 年で、3 期まで可能)、広域議会議員は 609 人(比例区 73 人を除く)のうち 222 人(36.5%)(前回 453 人(73.5%))、基礎議会議員は 3,485 人のうち 1270人(36.4%)(前回 2,696 人(77.2%))であった。

これについて、まず、広域自治団体長の場合は、党内の候補者選出に当たって一般党員の選挙を実施したことから(ボトムアップ方式。P.5参照)、現職が党の公認を得られないケースが見られた。また、首長の再選は3期までという限定があることから、過去2回の選挙を連続して当選した候補者が、最後の1期を務める気力を失った場合が多かったのではないかと見られている。

一方、広域・基礎議会議員の場合には、その魅力が団体長よりも少ないことから現職が立候補しなかったとの見方がなされている。

なお、広域議会議員 20 人と基礎議員 24 人が基礎自治団体長に、基礎議会 議員 35 人が広域議会議員に出馬している。

2 引き続き政党の地域的限界

今回の選挙においても、公認候補者を出せない地域があるという政党の地域的限界が目立ち、韓国選挙の慢性的弊害と言われている地域対立の構図から抜け出せなかった。

政党別公認分布を見れば、前回は光州等4つの地域で広域自治団体長候補を出せなかったハンナラ党が、今回は16地域すべてに候補を出したが、民主党は忠清圏3ケ所と大邱、 蔚山、慶尚北道等6地域に候補者を出せなかった。自民連は支持基盤である大田等3地域の広域自治団体長候補者だけしか出せず、「地域政党」の限界を自ら認めた形となった。

また、基礎自治団体長選挙でも、ハンナラ党は民主党の地盤である湖南地域にわずか6人しか候補者を出せず、民主党もハンナラ党の地盤である嶺南地域の7つの基礎自治団体長選挙にだけしか候補を出せなかった。

こういった中で、小政党の中からは民主労働党が広域自治団体長7人、基礎地方自治体長12人、広域議会議員67(比例区25)人等111人を登録し、最も多くの候補者を出したことが特筆される。

<表Ⅲ-3> 選挙別・政党別候補者数

		広域自治	基礎	自治	広域議会	会議員		
		団体長	団体:	툱	地域	区	比例	间区
区分	定数	16	232		609		73	
	計	55	750	(8)	1, 531	(48)	209	(116)
ハンナラ党	813	16	190	(2)	540	(13)	67	(42)
民主党	638	10	155	(2)	409	(12)	64	(36)
自民連	142	3	51		64		24	(10)
民主労働党	111	7	12		67	(7)	25	(20)
社会党	25	3	0		6	(5)	16	(5)
未来連合	22	0	10		8	(1)	4	
民国党	8	1	4		3		0	
緑色平和党	12	2	1		1		8	(2)
労権党	3	0	1		1		1	(1)
民主共和党	1	0	0		1		0	
無所属	770	13	326	(4)	431	(10)		

※()は女性候補、合計に含まれている

3 女性候補者

広域議会議員の比例選挙区において、候補者名簿作成時に2人ごとに1人を女性とすることとしたことにより、116名の女性候補が名簿に名を連ねた (前回は54名)。 広域自治団体長に立候補した女性は、前回同様1人もいなかったが、基礎自治団体長候補は8名(前回8名)、地域区の広域議会議員候補48名(前回37名)、基礎議会議員候補222名(前回140)の計394人と、全体的に女性候補の割合は増加しており、その割合は3.6%であった(前回は2.3%)

4 学歴別と年齢別の状況

学歴別には、大卒以上の高学歴者比率が広域自治団体長 88%(前回 92.5%)、 基礎自治団体長 70%(前回 64.1%)、広域議会議員 51%(前回 47.3%)、基礎 議会議員 21.9%(前回 20.6%)であり、広域自治団体長を除いて、大卒以上 の候補者はやや増加した。

職業別では、広域自治団体長候補は政治家(26人)と公務員(8人)で68%を占め(前回は政治家22人、公務員10人で80%を占めた。)、基礎自治団体長候補は政治家(174人)と公務員(210人)で53.6%を占めた(前回は政治家148人、公務員218人で54.1%を占めた)。広域議会議員候補では、政治家と公務員の合計が506人で34.4%を占め(前回は514人で32.7%)、基礎議会議員候補の場合、政治家と公務員が1,590人(19.7%)であった(前回は1762人で22.7%)。また、広域・基礎議会議員候補の場合には、農・畜産業、商業、建設業なども相当数を占めた。

年令別では 40 代と 50 代が主流となった。50 代候補は 3,794 人で 37%(前回は 3,939 人で 39.2%)、40 代候補は 3,700 人で 36.1%(前回は 3,401 人で 33.9%)であり、前回の地方選挙に比べて 40 代候補者の割合が増えた。しかし、20 代は 41 人で 0.4%(前回は 36 人で 0.4%)、30 代は 914 人で 8.9%(前回は 1,266 人で 12.6%)にとどまった。

5 信任投票 - 無投票選挙区

釜山西区等 12 ケ所の基礎自治団体長選挙では、候補者登録したのは 1 人だけであった(この場合投票者総数の 3 分の 1 の得票で当選となる。)。また、候補者登録をしたのが 1 人だけであり、無投票選挙区となった所は、広域議会議員 43 ケ所、基礎議会議員 447 ケ所だった(前回は、広域自治団体長 2 団体、基礎自治団体長 22 団体、広域議会議員 49 ヶ所、基礎議会議員 670ヶ所が単独出馬。)。

最高齢者は 79 才、 最年少候補は 25 才(ともに基礎議会議員候補) であった。

第4節 各党の公約

韓国政策学会は、今回の地方選挙が政策中心の選挙になり、有権者が政党 及び候補者の提示する政策公約を比較・評価し、候補者選択に当たり賢明な 判断ができるよう、中央選挙管理委員会の支援の下「2002 年度地方選挙政 策公約集」を発刊した。

その内容は、政策公約の基本方針、10 大重点政策、地域別分野別政策に 分かれている。

1 政策公約の背景比較

ハンナラ党は、金大中政権の国政運営の失敗と政権内の不正腐敗を批判し、 国政の基本方針を刷新し、国際通貨基金(IMF)体制以後、より深刻化し た貧富格差の解消と経済回復、各地方の競争力を高めるという公約を掲げ、 推進するとした。

一方、民主党は、これまで推進してきた政策を維持し、民主主義、市場経済、生産的福祉(注)を公約の基本とし、21世紀の無限競争時代・知識情報社会に対応し、北東アジア経済の中心として飛躍すること、深刻化した貧富の差の解消と生活の質向上を公約の基本とした。

自民連は、現在の政治状況及び時局が深刻な状況にあるととらえており、 自由民主主義体制の保護と草根の民主主義の定着に焦点を置いている。

民主労働党は、現在の地方自治は、地方自治にかこつけた地方権力に住民が疎外されているとし、地方自治の本来の目的と趣旨を生かすため参加と平等の地方自治、開発から福祉へ、直接民主主義と市民多数の利益、資本優先主義に反対して、労働・福祉・環境に対する考慮を基本的視点としている。

(注) 生産的福祉

韓国では、これまでの保護型の福祉からの転換を図ろうとしており、貧困者等の就 業・起業等に対して支援を行うことを「生産的福祉」と呼んでいる。

2 政策公約の基本方針比較

ハンナラ党は3大基本方針として、①国民全てが共に生きる活気ある社会づくり、②生き生きとした国づくり、②住みやすい世の中づくりを掲げた。 民主党は、基本方針として、「改革と統合、地方化時代を開く」と設定し、 その実践方針で、①参加と自治を拡充する民主社会の具現、②堅固な安保を 基礎とした南北和解と交流協力実現、③福祉社会の土台構築、④生活の質向 上による豊かな未来社会の建設を提示した。

自民連の基本方針は、①国民のための福祉関係法の整備と行政サービスの提供、②安定と平和のための外交・国防体制構築、③知識基盤経済へ移行し世界一流国家の建設、④科学技術大国と知識情報国家建設、⑤21 世紀の豊かな農漁村建設と水産強国育成、⑥国土の均衡発展と地域経済活性化、⑦質の高い教育と創造的な文化社会の実現、⑧安定した社会福祉と生活の質の向上であった。

民主労働党は、「平等と参加の価値」という基本方針を掲げ、参加、直接

民主主義、労働・福祉・環境を中心に23の分野別共同公約を提示した。

3 ソウル市における各党の公約

<ハンナラ党>

- ・ 庶民の生活安定のための福祉政策の拡張
- ・ 庶民の住居不安の解決
- ・ 乳幼児保育問題の解決
- ・ 青少年教育環境の改善
- ・ 交通問題の解決
- ・ 信頼できる水道水の供給
- ・ 心置きなく活動することのできる美しい空気を作ること
- ・ 道路の下で暗渠となっているを清渓川を復元すること
- ・ 東南アジアの金融拠点都市へと飛躍すること
- ・ 伝統と現代が調和した開かれた文化を育てること
- ・ 江南・江北の均衡発展
- ・ 経営手法を導入し、毎年1兆ウォンを節約すること

<民主党>

- ・ 育児・老人のための予算を 2 倍に引き上げ、共働きの夫婦と老人たちの生活を便利にし、貧困層とともにあたたかいソウルをつくる
- ・ ソウル市英語教室を運営し、市民教育センター等を設置し、中産層と庶民 の教育費負担を大幅に軽減する
- ・ 1つの区に1つの芝の運動場造成等生活体育の活性化を支援し、健康なソ ウルをつくる
- ・ 賃貸住宅 10 万戸確保等により庶民の住居不安及び不便を解消する
- ・ インターネット市民投票等世界最高水準の電子民主主義実現と住民参加・ 監視により腐敗のなり透明な行政を具現する
- ・ ソウルを北東アジア国際金融ハブとして育成する等、未来先端産業を育成 し、ソウルをグローバル経済の中心とする
- ・ 市内バス全車両を天然ガス車両に早期変換する等大気汚染の集中管理を通 して、ソウル市の大気汚染を 50%減らす
- ・ 交通体系を画期的に改善し、価格を低廉にし、どこにでも 10 分早く着くことができるようにする
- ・ 漢江と土・川の生態系を復元し、歩いて漢江に行くことができるようにし、 市民の休息空間と観光名所をつくる
- ・ 龍山の米軍基地の早期移転を推進し、返還地をソウルのセントラルパーク として市民に開放する

<自民連>

- ・ 庶民の基礎生活の安全化
- ・ 住宅購入のための支援強化
- ・ 便利で安全な交通体系の構築
- 都市安全管理強化
- ・市民の健康な生活の維持
- ・ 快適な都市環境の造成
- ・ ごみの減少と資源再活用の拡大
- ・ ソウル経済活性化で市民生活の安全化を図る
- ・ 文化・観光競争力の引き上げ
- ・ 持続的な市政改革を通じた透明性を確保

<民主労働党>

- ・ 公務員労組・市民参加・清廉な市長の3拍子により、透明で活力あるソウル行政をつくること
- ・ ソウル市民が、直接ソウル市の予算を使うかを決定する参加予算制を実施
- ・ 地域差別によるソウルの江南・江北格差、貧富格差を解決すること
- ・ 障害者がバスに乗り職場に通うことができるソウルをつくること
- ・ 労働組合・社会団体の参加で、正規職と差別がない職場をつくること
- ・ 徒歩圏内に1つずつ(あるいは2~3洞に1つずつ、又は3万名当たり1 つずつ)住民健康センターをつくり、低廉な医療サービスを拡大すること
- ・ 庶民地域から公共保育施設を大幅に増加する
- ・ 永久賃貸住宅等公共住宅を大量供給する
- 市の予算で、子供たちに質の高い学校給食を無料で提供する
- ・ 龍山米軍基地の土地を取り戻し、市民のための生態公園をつくる。
- ・ 高架道路に代わり地下河川をよみがえらせ、朴正煕記念館に代わり全泰壱 の町をつくり、ソウルの歴史を示す。

なお、中央選挙管理委員会も、各党の公約を比較したものを公式ホームページに掲載し、有権者が自由に閲覧することができるようにした。

第5節 選挙戦の状況

選挙戦の最大の焦点は、日本の都道府県に相当するソウルなど7大都市と9道の計16地域の首長選であった。特に、事前の世論調査で与党・民主党と第1野党・ハンナラ党の候補が接戦を演じているソウル市と京畿道という首都圏での戦いが、全体の勝敗を左右することになると予想された。

韓国の政党は地域色が強く、南西部の全羅道地域(湖南地域)は民主党、南東部の慶尚道地域(嶺南地域)はハンナラ党、中西部の忠清道地域は自民

連の地盤である。16 首長選に関する韓国各紙の事前調査で、民主党は全羅道、ハンナラ党は慶尚道で、自民連は忠清南道でリードし、地域色が薄い江原道、仁川市などではハンナラ党が優位に立っていった。

ここでは、16日間行われた今回の選挙戦を決算してみる。

1 大統領選挙予備戦の様相

選挙運動は、最後まで大統領候補の直接対決の構図から抜け出すことはできなかった。このため、本来の地方選挙の意味が失われ、大統領選挙の予備戦のようになってしまった。

2 政策の喪失、ネガティブ戦の激化

各党は選挙戦を始める際、それぞれ政策選挙を行うとの立場を示したが、 結局は、ネガティブ攻防戦だけであった。政策は消え、候補の粗探しに終始 した。

3 選挙違反の深刻化

今回の地方選挙は、過去のどの選挙よりも選挙違反が多かった。過去2回の統一地方選挙では、1,204件(第1回)、1,740件(第2回)であったのに対し、今回の選挙では、8,065件もの選挙違反があった。

4 極みに達した有権者の無関心

各政党と候補者は、政党演説会、街頭遊説、広告など法が保障したあらゆる手段を用いたが、有権者の反応は今ひとつであった。大部分の政党の行事場所と週末の候補合同演説会場は、動員された観衆だけしか来ないわびしいものだった。

選挙期間が、ワールドカップと重なったせいもあるが、何より国民の政治 無関心・嫌悪がより激しくなった結果との分析がある。



▲ 選挙日5日前の週末合同演説会のさびしい風景(場所:仁川市)

5 無所属・小政党の善戦

選挙期間中、小政党と無所属候補の善戦が目を引いた。民主労働党候補は、 労働者勢力が強い蔚山で強い勢いを見せた。民主労働党は、各種世論調査の 政党支持率で自民連よりも高い支持率を得ていた。

既存政党に対する有権者等の不信と嫌気が極みに達していることは、彼らの善戦で十分に立証された。

6 ワールドカップの影響

ワールドカップは大きな影響を及ぼした。ワールドカップの応援歌は選挙 キャンペーンソングの採用順位1位で、サッカー専用球場の準備などワール ドカップ関連公約を急造する候補もいた。

7 サイバー選挙戦

インターネットなどサイバー空間での選挙戦が、これまでのどの選挙と比べても広範囲で熾烈に繰り広げられた。民主党の盧武鉉大統領候補が、選挙戦終盤に自身のインターネットのホームページに動画メッセージを置いた。しかし、サイバー中傷宣伝など副作用も大きくなり、中央選挙管理委員会が対策を講じた。